

「実績報告書作成要領」の改定について

独立行政法人大学評価・学位授与機構

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学省国立大学法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）から、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下、「国立大学法人等」という。）の教育研究の状況の評価（以下、「教育研究評価」という。）の実施要請を受けています。

第2期中期目標期間の教育研究評価に係る「実績報告書作成要領」について、「評価実施要項」及び国立大学法人等へのアンケート調査の結果を踏まえ、以下のとおり改定します。

なお、各項目の改定理由、詳細資料については、当機構ウェブサイトに掲載の国立大学教育研究評価委員会配布資料（http://www.niad.ac.jp/n_kikou/shokaigi/hyouka/kokuritsu/index.html）をご覧ください。

1. 法人が行う自己判定の範囲の変更

中期目標の達成状況評価及び学部・研究科等の現況分析における法人が行う自己判定の範囲を以下のとおり変更します。

(1) 中期目標の達成状況評価

〔 作成要領 P.19～20 「3 中期計画の分析・判定」
「4 中期目標の分析・判定」 〕

< 改定内容 >

第1期中期目標期間評価における、小項目・中項目ごとに自己判定及び判断理由を記述する方式を廃止し、中期計画ごとに、3段階での自己判定及び判断理由を記述する方式に変更します。

上述の変更に伴い、小項目・中項目ごとの自己判定及び判断理由の記述は廃止します。

| 【第1期中期目標期間】 | | 【第2期中期目標期間】 | |
|-------------|-------------------|--|--|
| 項目 | 自己評価内容 | 自己評価内容 | |
| 中期計画 | 中期計画の実施状況の分析を記述 | 中期計画の実施状況の分析を記述し、 段階判定（3段階）・判断理由を記述 | |
| 小項目 | 段階判定（4段階）・判断理由を記述 | なし | |
| 中項目 | 段階判定（4段階）・判断理由を記述 | なし | |
| 大項目 | なし | なし | |

（参考）中期計画の段階判定の区分表

| 【第1期中期目標期間】 | 【第2期中期目標期間】 |
|----------------|-------------------|
| 判定を示す記述 | 判定を示す記述 |
| ——— | 〔新設〕実施状況が非常に優れている |
| 実施状況が良好である | 実施状況が良好である |
| 実施状況がおおむね良好である | 実施状況がおおむね良好である |
| 実施状況が不十分である | 実施状況が不十分である |

新設した「実施状況が非常に優れている」については、法人に自己判定を求めず、評価者のみが判定する。

（2）学部・研究科等の現況分析

〔作成要領 P.4、10、12 「3（1）観点ごとの水準判定」
「3（2）分析項目ごとの水準判定」〕

<改定内容>

第1期中期目標期間評価における、分析項目ごとに自己判定及び判断理由を記述する方式を廃止し、観点ごとに、3段階での自己判定及び判断理由を記述する方式に変更します。

上述の変更に伴い、分析項目ごとの自己判定及び判断理由の記述は廃止します。

| 【第1期中期目標期間】 | | 【第2期中期目標期間】 | |
|-------------|-------------------|------------------------------------|--|
| 項目 | 自己評価内容 | 自己評価内容 | |
| 観点 | 観点の状況の分析を記述 | 観点の状況の分析を記述し、 段階判定（3段階）・判断理由を記述 | |
| 分析項目 | 段階判定（4段階）・判断理由を記述 | なし | |

2. 現況分析における根拠資料・データ例の提示方法の変更

作成要領 P.4、10 「3 (1) 観点ごとの水準判定」
P.28～29 「「教育の水準」の観点ごとの分析に当たっての留意点等」
P.30～31 「「研究の水準」の観点ごとの分析に当たっての留意点等」

< 改定内容 >

第1期中期目標期間評価で提示した、観点ごとの分析に当たって根拠となる資料・データ例に替えて、観点ごとの分析に当たっての留意点及びそれに基づく記述内容例を提示します。

「教育成果の状況」について、在学中や卒業・修了時の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析結果、及び、卒業・修了後の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析結果については、必ず記述することとします。

3. ウェイト方式の廃止

作成要領 P.19～20 「3 (1) 中期計画ごとの実施状況の分析・判定」
「(2) 留意事項」

< 改定内容 >

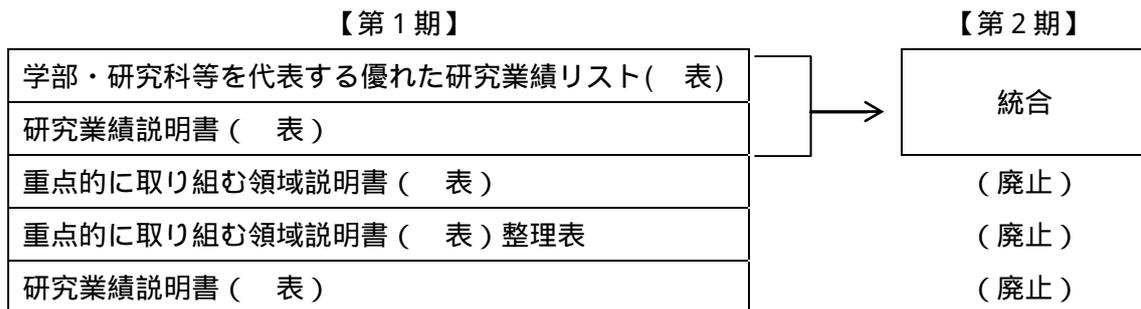
第1期中期目標期間評価において実施した、中項目の段階判定を上げることができ
る仕組み（ウェイト方式）に替えて、第2期は、新たに設ける「個性の伸長に向
けた取組」欄を、中期計画の段階判定時に積極的に評価することとします。

4. 研究業績の提出資料の削減、記入方法の変更、判定基準の明確化

作成要領 P.11～12「【研究業績の判断基準】」
 P.32～36「研究業績説明書【記述例】」、「研究業績説明書」作成要領」

<改定内容>

提出書類を一つの様式に統合し、提出方法を紙媒体から電子媒体に変更する等、提出資料を削減します。



研究業績の区分について、「学術的意義」及び「社会、経済、文化的意義」の双方の意義を有する場合、双方の区分の併記を可とします。

「研究業績」を、「研究テーマ」と「代表的な研究成果」に整理し、代表的な研究成果(論文・著書等)が複数ある場合は、最大3つまで記載可とします。

研究業績の判断基準について、「学術的意義」「社会、経済、文化的意義」ごとに「卓越した水準(SS)」「優秀な水準(S)」の基準を明記します。